

## 男鹿市婚活イベント参加費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、男鹿市在住独身者の結婚を促進し、少子化・人口減少の抑制及び地域の活性化を目的として、結婚を希望する独身者に対する経済的負担の軽減及び結婚のきっかけづくりを支援するため、男鹿市婚活イベント参加費助成金（以下「助成金」という。）の交付について、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「婚活イベント」とは、20歳以上の独身男女に出会いの機会と交流を提供することを目的として実施される催し物をいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 婚活イベント参加時において、あきた結婚支援センターに会員登録していること。
- (2) 婚活イベント参加時及び助成金申請時において、男鹿市内に住所を有すること。
- (3) 婚活イベント参加時において未婚であること。ただし、事実婚の状況にある者は除く。
- (4) 婚活イベントに係る他の助成制度を利用していないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する婚活イベントに係る参加費とする。

- (1) 一般社団法人あきた結婚支援センターに情報が掲載されているものであること。
- (2) 秋田県内において開催されるものであること。ただし、男鹿市が主催、共催する婚活イベントを除く。
- (3) 男女が同時に集まり、交流することを目的にしたものであること。

2 次に掲げるものは、助成対象経費としない。

- (1) 結婚相談所等会員登録に係る経費と認められるもの
- (2) 婚活イベント会場までの交通費

(3) 助成対象となる経費とそれ以外の経費の区分を客観的に証することができない経費

(4) その他、社会通念に照らして必要性が乏しいと市長が判断する経費

(助成金の額)

第5条 補助金の額は、助成対象経費のうち、1回の申請につき5,000円を限度としてを補助するものとする。

2 助成回数は、一人当たり1年度につき2回を限度とする。

3 第1項の助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿市婚活イベント参加費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 参加した婚活イベントの内容が分かるもの

(2) 婚活イベントの参加費に係る領収書又はその支払いが分かるもの

(3) 申請者が本人であることを証明できるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、婚活イベントに参加した日から起算して1月以内又は婚活イベントに参加した日の属する年度の末日のいずれか早い日まで提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査して、助成金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金交付の適否を決定したときは、男鹿市婚活イベント参加費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、男鹿市婚活イベント参加費助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による助成金の請求があったときは、申請者の請求に基づき申請者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(交付の決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、男鹿市婚活イベント参加費助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（調査への協力）

第11条 市長は、この告示による助成金の交付を受けた者に対し、その後の婚活状況等の調査への協力を求めることができる。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第6条に規定する助成金の申請に係る事案については、同日後もなお、その効力を有する。